

指定下水道工事店の指定を希望する方へ

指定下水道工事店の指定を希望する方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 東京都下水道局に排水設備工事責任技術者の登録をしていること
2. 工事店の店舗が、東京都の区域内にあること
(例 東京都練馬区や東京都西東京市など)
3. 工事に必要な設備及び器材を有していること
4. 次のいずれにも該当していないこと
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 指定下水道工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者
 - (3) 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者
 - (4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (5) 法人の場合にあっては、その代表者が上記のいずれかに該当する者（(2)を除く）

指定の申請等については、申請の際に手数料が必要となります。

指定の申請 1件 10,000円（指定の更新の申請 1件 5,000円）

既納の手数料は、還付いたしません。

上記の要件をすべて満たしてから、東村山市指定下水道工事店新規登録申請書（第1号様式）に下記の書類を備えて申請してください。

1. 案内図【住宅地図（2万5千分の1程度）】
2. 身分証明書【代表者の戸籍謄本所在地市町村よりの証明】
3. 登記されていないことの証明書【※1】又は医師の診断書【※2】
4. 納税証明書【前年度又は本年度（区市町村民税又は法人事業税）】
5. 印鑑証明書及び商業登記簿謄本【法務局発行のもの】
6. 店舗の写真及び平面図【デジタルカメラ等で写したもののでも可能】
7. 専属する責任技術者の責任技術者証の写し
8. 責任技術者名簿【東京都下水道局に登録している者】
9. その他【工事店に対し必要なものがある時は、担当より指示します】

※1 登記されていないことの証明書は、「後見登記等ファイル」に成年被後見人等の本人とする記録がないことを証明するもので、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課で取り扱っています。郵送で取得する場合は、東京法務局のみの取り扱いで、申請から取得までに10日程度要します。

※2 医師の診断書は、排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したもの（申請日前3か月以内に作成されたもの）。

※3 上記の各種証明書及び商業登記簿謄本は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

問い合わせ先：東村山市まちづくり部下水道課 TEL042-393-5111

令和3年度 指定下水道工事店の指定予定表

月	申請受付期間	指定審査日	指定日（説明会日）
4	1日～ 9日	16日	4月22日
5	6日～14日	21日	5月27日
6	1日～10日	18日	6月24日
7	1日～ 9日	21日	7月29日
8	2日～10日	20日	8月26日
9	1日～10日	22日	9月30日
10	1日～ 8日	20日	10月28日
11	2日～10日	19日	11月25日
12	1日～10日	17日	12月23日
1	4日～11日	21日	1月27日
2	1日～10日	18日	2月24日
3	1日～ 10日	18日	3月24日

※土日祝日は除く。

申請に関する注意事項

- ①申請期間のみ申請を受け付けます。ただし、問い合わせについては随時受け付けます。

東村山市指定下水道工事店新規登録申請書

（申請先）東村山市長

申 請 業 者	ふりがな 工事店名称	⑩
	営業所の所在地	〒 TEL () FAX ()
	代表者の 住所・氏名 (ふりがな)	〒 TEL () ⑩

【添付書類】東村山市指定下水道工事店及び責任技術者に関する規則第3条各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 案内図 (2) 身分証明書
- (3) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書 (4) 納税証明書
- (5) 印鑑証明書及び商業登記簿謄本 (6) 店舗の写真及び平面図
- (7) 専属する責任技術者の責任技術者証の写し (8) 責任技術者名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類

※添付書類(3)の医師の診断書は、排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したもの（申請日前3か月以内に作成されたもの）であること。

東京都下水道局責任技術資格者証名簿

東京都下水道局 資格番号	氏名	住所
200-		